

産業人材確保を目的とした市民雇用奨励金交付要綱

(令和5年11月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業振興と雇用情勢の改善を目指すため、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、産業人材の確保を支援することを目的として、対象企業に対して予算の範囲内において雇用奨励金を交付することができるものとし、その交付手続きに関しては、沖縄市補助金等交付規則（平成30年沖縄市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(雇用奨励金の交付の対象者)

第2条 雇用奨励金の交付の対象者は、別表第1の欄各号のいずれにも該当する者とし、その額は交付の額の欄のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、市長に対し申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付の決定の通知)

第4条 市長は、前条によって申請のあった事項等交付の適用要件を審査し、その交付を決定したときは、遅滞なく決定通知書(様式第2号)により、申請のあった者に対して通知しなければならない。

(雇用奨励金の交付請求)

第5条 雇用奨励金の交付の請求をしようとする者は、市長に交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(申請事項等の変更の届出)

第6条 第3条の規定により、交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事実が生じた日から10日以内にその旨を申請事項等変更届出書(様式第4号)によって市長に届出なければならない。

(1) 第3条に定める申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 事案を休止し、又は廃止したとき。

(交付の取消等の通知)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した雇用奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付の適用要件を欠いたとき。

(2) 事業を休止し、若しくは廃止したとき又は休止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。

(3) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。

(4) 偽り、その他不正の手段により、交付の適用を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付を取り消したとき、又は停止したときは、遅滞なく取消等通知書(様式第5号)により、交付を受けている者に対して、通知しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

交付の名称	交付対象者	交付の額
雇用奨励金 (建設業 枠)	(1) 期限の定めのない雇用契約を結んだ40歳未満の市内在住者を新たに雇用した者 (2) 市内に本店・本社を有する者で、日本標準産業分類に定められた建設業を行う者 (3) 当該市内在住者を社会保険に加入させている者 (4) 市税の滞納がない者	従業員1人につき1回限り10万円とする。ただし、1企業につき1千万円を限度とする。

様式第1号(第3条関係)

雇用奨励金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

雇用奨励金交付申請に対する決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

雇用奨励金交付請求書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

雇用奨励金交付の申請事項等変更届出書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

雇用奨励金交付適用の取消等通知書

[別紙参照]